

平成24年度 第1回京都市歴史まちづくり推進協議会 議事要旨

日 時 平成24年6月13日(水) 14:30～

場 所 本能寺会館 5階 雁(かりがね)

(議事要旨)

<開会の挨拶>

<議題1 歴史的風致維持向上計画に基づく取組について>

〔○事務局より「資料3 平成23年度維持向上計画の進行管理・評価について」に沿って、平成23年度の計画の進行管理・評価を説明するとともに、平成24年度の予定についても説明。〕

○座 長 今回の説明の中で、1番の平成23年度の実績と計画の進行管理、評価については、様式4で意見を付けて提出するということですので、委員の方々から御意見を頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委 員 最後に御紹介になった京都府建築工業協同組合(以下、「建築組合」という。)さんの事例について、基本方針との関係の所で、「基本方針 エ 自然と共生し、木の文化を大切にまちづくりを推進」を使えると思います。(木の文化等に関する)事業も産業観光局の林業など京都市の中で進んでおりますし、建築組合さんもそのことをしばしば言っておられるので、ここでエを使ってはどうでしょうか。

また、建築組合さんを取材するのであれば、今後、京町家作事組の棟梁塾や、古材文化の会が行っている文化財マネージャー、さらに、京都景観フォーラムが行っている京都景観エリアマネージャーも入れてもいいと思います。

そうやって一個一個見ていくと、基本方針に沿って京都市と連携しながら、あるいは京都市と連携しなくても取り組まれている市民のいろんな取組があります。

建築組合さんのことをお話になったときに、京都でこの伝統技術を残さなければ日本から失われるということでした。例えば作事組は全国作事組連絡協議会を作っていて、実際に全国の町並み保存と進めている地区の大工さんたちの啓もうもしていますが、それも京都の役割として非常に重要なものだと思いますので、そういうものを入れてもいいと思います。

また、上七軒の京都経済同友会さんの支援の話がありましたが、この種のものも積極的に評価すると、進捗に関する効果・影響に関する部分でいろんな枠が広がってきます。ここに書いておくと全国の他の自治体の方が見に来られて、何をすればいいかということが分かると思います。

○座 長 少し関連して、評価軸の⑤の所で、三山ガイドラインについて幾つかあります。評価・進捗に影響なしの方になってはいますが、影響ありと見るべきだと思います。京都の歴史まちづくりのバックグラウンドを支えているのは自然であり三山ですので、こういうガイドラインが作られたこと自体も非常にいいことだと思いますし、実際に運用されていくことが大事なことだと思います。

○事務局 ありがとうございます。資料2の一覧に三山関係も入れていますので、記載するようにしていきたいと思えます。

○委員 京都市や公的な機関が直接取り組んだり、保存している事業を支援したりして業績を挙げているという評価が多いですが、町並みや景観の場合、民間や個人が独自に公共的な援助も受けずに取り組んでいるような事例を表彰したり顕彰したりして、表へ出していく必要があると思えます。

今回、市民が残したい事例というのがありますが、そのような形でやる場合、色々な事例表彰したり、見学させてもらう等、民間の持っている力や民意を高めていく工夫をし、そのようなものをここへ載せていけるかも、いずれ検討していただきたいと思えます。

また、先ほど地域の景観づくりの協議会を地域ごとに進めていくということでした。維持向上計画について6月6日に認定を受けた尾道では中心部と瀬戸田という島で取り組んでいて、一つの特徴は、お祭りや行事とそれが行われるようなまちの姿というものを一体的に捉えることを重視しているということと、もう一つは、地域に、いわゆる歴史の羅列ではない少し創作を兼ねたような物語を付けて、地域を演出してみるというような事業も入れたらどうかということも入っております。

こういう取組では、調査のときから各自治体や地区の自治協議会などに参加していただいたり、報告会を開きます。また、お祭りなんかですと、現在の状況についてもきちんと記述して、それらを支えている人たちがどれくらいいるのかなどを調査し共通の問題にしていくという、ハードとソフトを結び付けた地域づくりに持っていくという面を有している。

京都の場合、そういうことは底力としてあるということかもしれませんが、そういう民間や地域社会が持っている力を検証し、引き出していく取組も地域景観づくりに加わってくるといいと思えますし、そういう仕事が地域景観協議会というものの中に組み入れられるといいのではないかと考えています。

○事務局 市民の方が取り組まれている活動をどういう形で表出させるかは検討していかねばならないと思えます。その一つとして、今年度から、顕彰制度を立ち上げようと考えております。建築物や広告物、まちづくり部門、緑などを、部門に分けて、毎年にはならないと思えますが、顕彰していきたいと思えます。

また、お祭りや活動などは歴史まちづくりにとって非常に大事な所だと思いますが、京都には沢山あり、なかなか切り出して御紹介をするというのも難しいと考えております。ハード的なまちづくりとお祭り等が一体的になるような事例が今後出てくると思えますので、そういうときには個々具体的に取り出して、関係部署や地域の方とどう連携を取って進めていくかということを実例として取り組んでみたらどうかということも考えております。場合によれば地域の方々も参加していただいて、一緒に議論をするという場面もあってもいいのではないかと考えております。

○委員 今の件と関連して、今回、進捗状況を評価していただく上で基本方針との関係を明らかにしていただくということでしたが、幅を広げていくときに、「祈りと信仰のまち京都」や「暮らしに息づくハレとケのまち京都」等の6つの維持向上すべき歴史的風致でまとめていったらどうでしょうか。

例えば、「暮らしに息づくハレとケのまち京都」では、祇園祭では今大船鉾が復興する動きがあって市民の参加が非常に活発になっているとか、あるいは「祈りと信仰のまち京都」では、例えば六波羅蜜寺等が新たに修復されて、人がたくさん来るようになってきているというような。あるいは「ものづくり・商い・もてなしのまち京都」は上七軒の事例が出てきますよね。それぞれ6つの歴史的風致に少しずつ効果が及んできていて、その維持向上が進んでいるということを書いたら、意味が大きいのではないかと思います。

フィレンツェやサンテミリオン等のヨーロッパの世界遺産登録の事例では、世界遺産としての文化的景観の管理計画を作るときに、公共事業と民間事業も含め、その年に行われた建設投資のうちの何割が歴史風致の維持向上に使われていくかという指標を設定しています。

京都市については、文化財は言うまでもなく、町家の再生は公共事業として実施し、道路や公共看板では歴史風致を向上するようなデザインガイドラインを作っている進めています。民間の建築に関しては、デザインガイドラインがあってマンション等にも一定の配慮がされる、屋外広告物の民間投資にも一定の配慮がされるということになると、京都市で行われる建築投資の半分くらいは、既に何らかの歴史的風致の維持向上につながっているわけです。今後は歴史風致の維持向上につながらないものを抽出し、それらに対して少しずつ領域を広げていくというような考え方が必要なんです。

昔みたいに開発と保存が対立するという20世紀の考え方ではなくて、歴史的風致を維持向上するメカニズムそのものをその町の今の文化として整理すると、当面は優れた民間投資を顕彰する必要がありますが、やがては民間投資すべてが歴史風致維持向上に向かってくるというような大きな方向性が見えてくると思います。

そういう大きな発想で捉えるときに、市民が望む6つの歴史的風致の維持向上が着実に出来ていて、それはむしろ行政の力というよりも市民の投資、力で進んでいくというメカニズムが、この計画が目指す所だと思いますし、「ここは民間にお願いしてやってもらっている」ということが明確に出てくるようになった方が、計画としては優れているものになると思います。

○事務局 歴史まちづくりを、平面的に見るのではなく、いろいろな角度、切り口から、もっと立体的に見て、民間も含めた総合的なまちづくりの在り方を示せという御指摘かと理解します。今回、国に提出するこの指標の中では少し間に合わないかもしれませんが、今の御意見を踏まえて、また次回以降、そういう観点からも評価できるような形で検討していきたいと考えております。

○委員 市民が選ぶ京都を彩る建物・庭園のリストですが、いわゆる文化財的な視線では見落とされがちな、あるいは入ってこないようなものが随分選ばれていて、いい試みだったなと改めて思っています。現在の応募方法は基本的には紙に写真を張る形ですが、今は携帯に写メールやGIS機能が付いていますので、もっと気軽に、たまたま通り掛かったときに写真撮って、それをメールで送ればいけるというような、俳句を通りすがりに詠むような感じで応募できるようなシステム等があってもいいのではと思います。あれだけの仕掛けですので応募が何千と来てもいいんじゃない

ないかという気がしますが、その辺りいかがでしょうか。

○委員 京都市の文化財担当部長でございます。

新たな文化財保護の仕組みを作ろうと、全く新たな概念で作った新たな仕組みでございます。おっしゃるように、できるだけ市民目線で、申請・推薦の書類もできるだけ軽やかにはしておりますが、一方で、やはり所有者の方の御意向や個人情報という壁があるというのが1点と、昨年11月に立ち上がったところの制度で、最初106件というのは、まず最初のスタートの所でございます。これから、年間100件という目標を立てておりますので、その目標で更に市民の皆さんから気軽に推薦いただいて、文化財保護法、条例とは違う視点でいいものを残していけるような制度に育て上げたいと思っております。

○委員 最終的に何が選ばれるかというのは行政的な判断をしていただければいいのですが、「この生け垣がいいね」みたいな感覚で沢山応募してもらって構わないのではないかと思いますので、気軽な申請ができる仕組みを作れないのかなと思った次第です。

○委員 一句詠むような気分で写メールを撮って、コメント、俳句を添えて送るというのは、すばらしい習慣ですね。

○座長 今の制度では、選定段階は、推薦されたら要件に合致しないものを除いて、そのまま行政の判断なく選ばれるのです。ただ、応募時に2ページ（資料を）作成しなければならぬので、それが少しやっかいなんですけど、それは簡単にする工夫をすることは考えてもいいですね。

○委員 そうですね。選定の方はそうします。

○座長 地域景観づくり協議会との関係で言うと、地域の景観づくりの出発点に、この彩り制度を使ってほしいと思います。まず、地域の中にこんなものがあるということ把握していただいて、それを取っ掛かりにして景観づくりを考えていこうという様に活用していただくと、非常にありがたいと思います。

そういう意味で言うと、50年以上経過していなければならないというのがネックになるのかなと気になっています。文化財制度とは一線を画すという所があるから、50年はなくてもよかったかなと思ったりもします。とはいえ、京都のようなまちでは50年はあっという間にたつので、50年たつことを見込んで、将来、その地域の町並みを彩る建築や庭園になるということを前提として、景観づくりを進めていくような役立て方をしていただければと思いました。

○委員 尾道は、こういう文化財のレベルとは違って、もう一つ下げているんですね。市民がおもしろいと思う場所、坂道の中に井戸があってお地蔵さんがあるとか、市民が井戸端会議をできる坂道という、そういうスポットやちょっとしたものを選ぶ。それで投票すると、短い記事でパンフレットにするわけです。それを5年ぐらい取り組むと、市民のお宝探しとかいうのが倍ぐらいに増えたわけですね。こういう学術性と遊び性の中間ぐらいの領域もあっていいのかなというような気もします。

○座長 他に御意見ございますでしょうか。なければ、これでこの議題を終わってよろしいでしょうか。なさそうですので、これで1番目の議題を終了させていただきます。

<議題2 その他>

〔○事務局よりパンフレット「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例の制定」に沿って、計画変更の概要と意見聴取結果について説明〕

○座長 今の報告につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○委員 4月1日に施行されて、反応の方はいかがですか。

○事務局 初めは、これに指定してもらえれば、昭和25年の法施行以前のものについては何でもできるんだろうという相談は結構来ていました。しかし、市民の大事な宝として他法令で位置付けられたものを守る制度ですとお話しし、相談はだいぶおちついてます。また、現行法でできる建築行為も結構ありまして、相談の中でそういうことを丁寧に御説明すると、建築基準法の範囲内で実施する、ということになる場合が多いです。今、動きそうな相談を受けているのは数件あり、本年度中の登録を目指しております。

○座長 許可申請が出た後、実際許可する審査はどこで行われるのでしょうか。

○事務局 京都市が行います。

○座長 建築審査会ではないんですか。

○事務局 建築基準法第3条の方で、法律の適用外にするための指定に関しては、建築審査会の同意が要ります。その前に、条例に基づく登録の際にも建築審査会に意見を聞かなければならないとしております。条例の登録の対象になった途端様々な規制が掛かったうえ、結局、建築基準法が外せなかったら、法と条例の両方の規制が掛かる状態になるおそれがありますので、登録の際にあらかじめ建築審査会に意見を聴き、その後、建築審査会で建築基準法の適用除外の同意をいただくという流れにしております。

○座長 現状変更の手続に入った場合、文化財的景観的な価値を損なう改変を考えられるケースがままあるので、その点の歯止めはどこでされるのでしょうか。

○事務局 まず登録の際に、保存活用計画を定めます。現状変更は、この保存活用計画に沿った内容としなければ許可されません。この保存活用計画を作る段階で、登録有形文化財ですと、京都市の文化財部署と連携し、文化財保護審等で価値付された所を改変するような内容であれば認めない。景観重要建造物についても、景観法で認められないような改変をこちらで認めるつもりはありませんので、保存活用計画の策定時に景観部署と連携します。

○座長 美風審には掛かるんですか。景観重要建造物の現状変更は掛かっていますよね。

○事務局 景観重要建造物の変更許可に関しては掛かります。

○委員 建造物の文化財指定については、建物全体を指定している場合と、部分的な指定とがありますね。建築基準法は本体全体の安全性を考えていくわけですので、そうすると、ある部分だけが文化財指定になっている建造物について、全部建築基準法を解除されてしまうと、後はやり放題というようなことにはならないのですか。

○事務局 木造の場合、ファサードと構造が表裏一体となっている場合が多く、ファサードの保全を考えたとき、構造への遡及がかなりネックになります。そのため、一

且建物全部を法の外に置き、各文化財行政、景観行政で価値付けされた所はきちつと守りながら、それ以外の部分の改修については、それぞれの価値付けされた法律等で支障がない範囲での改変を認めることとします。その際、この条例により全体での安全性を見ていくこととしています。

○委員 パンフレットの2ページの所に対象建築物として①から⑤があつて、その他として、「準ずるもので、景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた建築物」とありますが、位置付け方はどんな仕組みでしょうか。

○事務局 市長の個別指定が可能になっています。対象は、基本的には①から⑤です。しかし、例えば伝建地区の建築物については既に建築基準法85条の3に基づく緩和条例があり、外観や形態についての緩和が既に用意していますが、それでも保存に支障があるものについては個別で市長が指定することも可能となります。

○委員 現実的には、普通の建物、町家といったものが実はすごく深刻な状況にあり、そういうものが救われる仕組みになっているのかが気掛かりです。

景観を形成する上で重要だというものはもちろんそうですが、一方で、何もない町家群が相当数あり、一軒一軒の京都のまちを構成している建物が大事だと思います。そういうのが本当に救われたいいけないのではないかと思います。

○事務局 この条例で想定しているのは500件程度です。平成21年、22年に京都市が立命館大学、京都市景観・まちづくりセンターと協力して実施した京町家まちづくり調査で、市内の町家の調査をしております。そこで4万8千件ほどの町家があることが確認されております。

その中で、景観重要建造物に匹敵するのではないかとされているものが約5～600件上がっております。まずは、今日それらの景観重要建造物候補を含め、特に重要なものを対象とする制度を立ち上げました。調査では、虫籠窓であるとか、町家の特徴的な景観要素を一定備えている良好な京町家が1万件程度あり、改変が著しく再生するには検討が必要な町家が3万件程度あるということが分かっています。御指摘のとおり、これらの町家も含めて京都の景観を構成しているわけですが、まずは全国にさきがけて京都市が今回一步踏み出したと御理解下さい。

建築基準法はフローの法律で、ストックについては置き去りにされいとよく言われております。ストック法の議論も上がってはいますがなかなか進まない中で、京都市が第一歩を踏み出すことでストックに関する議論が高まることを期待しています。また本日の会議でも紹介がありました京都府建築工業協同組合さんの取組、作事組さんの取組等も含めて、技術的にも防火性能を上げたり、厳密には建築基準法に合ってなくても、性能を上げる技術の検討や議論等が活発になり、波及していくことを期待しています。

一方で、現行法でできる建築行為も実はありまして、京都府建築工業協同組合さんの紹介にありました、伝統構法で実際新築した町家もございまして、現行法の下でできることを整理し、御紹介して普及していきたい。また、国に対しても、フロー中心から、伝統木造のストックに対応した制度創設を要望しています。まずは今回は第一歩ということで御理解をいただければと思います。

○座長 今の懸念されたことを、京都を彩る建築や庭園制度の2段階目の認定で、も

う少しすそ野を広くできればいいなと思っています。

○委員 改変が著しい建物であっても、再生していく過程の中で景観上の価値を持つ建物は、1万件の外側にいっぱいあるわけですね。だから、大きな流れを作りさえすれば、そこを再生という形で可能性もあると思います。かなり大きな取組だと思うし、再生研でも今まで20年の活動の中で一番この条例は高く評価されていますので、そういった意味では期待したいと思います。

○事務局 少し補足しますと、景観重要建造物の指定を受けようと思ったときに、持ち主さんとしては、孫の世代までずっとそのままいけるかという不安が一つのハードルになっているのではと思います。例えば景観重要建造物に指定を受けても、この条例があるから、ある程度活用して行って、孫の世代でも町家として維持できるという道が開けることにもなります。そのような点では、条例ができたことによって景観行政側の登録なり指定なりを受けやすくなるという側面もあるのではないかと思います。

例えば今住宅であっても、価値を損なわない形で安全性の対策を採りレストランに変えることができるのであれば、資産活用の道が開け、景観重要建造物等の指定を受けることを後押しする一つの手助けになるかと思っております。

○委員 実際に重要伝統的建造物群保存地区で修景等に関わったりするときに、むしろ、これが？というものをきちんと戻してやると劇的な効果があります。ここに上がっているのは、一定の評価を得ているものがブラッシュアップされるという印象も受けますので、運用を幅広く進めていただく中で、これが？というものまで市長さんが目を付けてくださるといいと思っております。

○委員 関連ですが、ストックは段々価値が減っていくのが普通の減価償却法ですが、看板建築なんかは、復元し内装もよくして質を高めていくと、どんどん価値が増えていくというのが歴史的ストックの姿です。そうすると、表のモルタルの看板を外せば文化財指定の対象になるというときに、経費の問題や確認申請も含めてどっちが先かという話になってきます。ですから、長期にわたっていずれそういう形にするということを含め、保存活用計画の中に予約制みたいなものが入ってくれば、もう少し使える可能性が増えるのではないかと思います。

○事務局 市の内部では、今後、景観上の指定と本条例の登録を、同時並行で相談を受けていこうということで申し合わせておりますので、その点は柔軟に対応していきたいと思っております。

○事務局 いわゆる看板建築を取って昔の姿に修復し、その後、景観重要なり歴史的風致形成建造物に指定することはできますので、看板だから条例の適用を直ちに除外するのではなくて、各段階ごとに手続を踏んでいく必要はありますが、保存しながら活用する道が一つこの条例でできたのかなと思っています。

ただ、先ほどの御指摘にもありました通り、建築基準法の手続の要らない内部改造であったり外観の変更が起こるときに、この改変がいかがなものか、本当にいいのというようなことが沢山起っているわけで、そこを今後どうしていくのかというのが課題だと思っています。町家は町家の姿で残してほしいと思っておりますが、なかなかそこは規制の手が及びにくい部分でもあります。

- 委員 登録有形文化財の方は、どのくらいのペースで事務処理できるんですか。
- 事務局 年間10数件から、多くても20件ぐらいのペースです。
- 委員 そのとき、町家は？
- 事務局 ケース・バイ・ケースですが、最近はその半分近く程度です。
- 委員 登録までには2～3年待つということはあるんですか。
- 事務局 今、文化庁の運用が非常に厳しくなっていて、文化庁の調査官が日々現場を視察に来ることが前提になっていますので、スピードはそんなに速くないと言いますが、実際に10件とか20件常に待っていただいているというような形です。
- 委員 景観重要建造物は比較的さっさと行くという流れなんですね。
- 事務局 そうですね。
- 座長 歴史的風致形成建造物か景観重要建造物をきっかけにするのがいいのかなと思います。早く彩る制度が充実すればなおいいんでしょうけど、すそ野が広がるようなことを、色々準備していただいているのでありがたく思っています。
- ほかに、ございませんでしょうか。それでは、以上をもちまして本日のすべての議題を終わりましたので、事務局に進行をお返しします。

(傍聴者退室)

<事務連絡>

<開会の挨拶>

(終了)